

平成30年度

資産等報告書審査意見書

平成30年 9月18日

柳川市政治倫理審査会

柳川市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、柳川市政治倫理条例（平成19年柳川市条例第29号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、柳川市長から審査を求められた「資産等報告書に関する審査について（依頼）」（平成30年6月25日付け30柳総務第1313号）により、平成30年8月1日及び同年8月7日に審査会を開催しました。

その審査の経過と結果は、下記のとおりです。

## 記

### 1 審査の概要

#### (1) 資産等報告書の提出義務者

条例第9条第1項の規定により、審査会に提出された資産等報告書（「資産報告書」、「所得報告書」、「贈与報告書」、「納付状況報告書」、「関連会社等報告書」）は、議員22名、市長等3名とそれらの配偶者に係るものでした。その内訳は、次のとおりです。

① 報告義務者	25名
② 報告義務者の配偶者	22名
合計	47名

#### (2) 資産等報告書の審査状況等

##### ① 第1回審査（平成30年度第2回審査会）

日時 平成30年8月1日（水）

午前10時から午前11時30分まで

会場 柳川市役所柳川庁舎3階 第1会議室

##### ② 第2回審査（平成30年度第3回審査会）

日時 平成30年8月7日（火）

午前10時から午前10時30分まで

会場 柳川市役所柳川庁舎3階 第2会議室

#### <内容>

提出された資産等報告書の記載事項について、添付された証明書等を参考にして審査を行いました。

審査は、前年度の資産等報告書との比較対照に重点を置き、審査作業の効率性にも配慮して行いました。

## 2 審査意見

条例の規定に基づき、概ね適正に報告されていると認められます。

## 3 審査会からの要請

(1) 資産等報告書の正確性及び透明性の確保と、適正な審査に向けた積極的な報告の観点から次のとおり要請します。

### ア 預金・貯金について

資産等報告書（様式第1号）（6）では、（当座預金及び普通預金、普通貯金を除く）預金・貯金を記載することになっております。記載に当たっては、その裏付けとなる金融機関の残高証明書等を添付してください。

### イ 所得報告書について

所得報告書（様式第2号）では、所得区分ごとの所得金額の合計が100万円を超えた場合、基となる事実すべて記載してください。給与所得の区分で100万円を超えていて、複数の事業所より給与を支給されている場合、支給されている事業所をすべて記載してください。

### ウ 報告書全般について

誤記及び記載漏れがないよう、また、各証明書類との内容が整合しているかどうか、提出前に再度点検をお願いします。間違った情報のまま閲覧に供されることがないように、記載誤り等に気付いた時は速やかに訂正等を行ってください。

(2) 次のとおり条例及び規則の見直しを求めます。

ア 柳川市政治倫理条例第6条第1項（6）関連会社等報告書において、会社その他の法人において有するすべての地位及び肩書きを記入することとなっておりますが、会社その他の法人ではない個人事業主の場合も記載するよう、条例の改正及び様式の変更について検討してください。

平成30年 9月18日

柳川市政治倫理審査会

会 長	桑 原 義 浩
副会長	富 永 諭
委 員	上 野 雅 成
委 員	石 川 真貴子
委 員	三小田 悦 子